	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	九
	その他のもの	一五
	木造モルタル造のもの	
	事務所用のもの及び左記以外のもの	二二
	住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、病院用又は教習所用のもの	二〇
	変電所用、発電所用又は車庫用のもの	一五
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	七
	その他のもの	一四
建物附属設備		
	簡易建物	
	木製主要柱が一〇センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
	掘立造のもの及び仮設のもの	七
	電気設備（照明設備を含む。）	
	蓄電池電源設備	六
	その他のもの	一五

	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	九
	その他のもの	一五
	木造モルタル造のもの	
	事務所用のもの及び左記以外のもの	二二
	住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、病院用又は教習所用のもの	二〇
	変電所用、発電所用又は車庫用のもの	一五
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	七
	その他のもの	一四
建物附属設備		
	簡易建物	
	木製主要柱が一〇センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
	掘立造のもの及び仮設のもの	七
	電気設備（照明設備を含む。）	
	蓄電池電源設備	六
	その他のもの	一五